

現場代理人の兼任申請に関する手続きについて（参考）

ケース 1

先行工事：本町以外発注の工事 → 現場代理人A
後行工事：本町発注の工事 → 現場代理人A（兼任）

本町以外発注の工事（先行工事）で現場代理人Aとした者を、本町発注の工事（後行工事）で現場代理人Aとして兼任申請手続きをする場合は、受注者が先行工事の発注機関に事前承諾を受けた後に、本町に兼任申請書と位置図及び先行工事の発注機関への①現場代理人届、②工事請負契約書、③監督員の通知の各写しを提出すること。

ケース 2

先行工事：本町発注の工事 → 現場代理人A
後行工事：本町発注の工事 → 現場代理人A（兼任）

本町発注の工事（先行工事）で現場代理人Aとした者を、その後に本町発注の工事（後行工事）で現場代理人Aとして兼任を希望する場合は、先行工事及び後行工事についても兼任申請書と位置図を提出すること。

ケース 3

先行工事：本町発注の工事 → 現場代理人A
後行工事：本町以外発注の工事 → 現場代理人A（兼任）

本町発注の工事（先行工事）で現場代理人Aとした者を、本町以外発注の工事（後行工事）で現場代理人Aとして兼任を希望する場合は、先行工事であっても本町に兼任申請書と位置図を提出すること。なお、後行工事については契約締結後に①現場代理人届、②工事請負契約書、③監督員の通知の各写しを提出すること。

【備考】

＜現場代理人の兼任申請書の提出先について＞

当初契約時は、会計課に兼任申請書を提出していただきますが、その後は、工事担当課へ提出してください。